

運転・建設状況の概要

(平成 29 年 3 月 28 日～7 月 21 日)

平成 29 年 7 月 21 日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付－1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、県内発電所 8 基が定期検査を実施している。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所 2 号機：第 18 回定期検査 (平成 23 年 8 月 29 日～)
- ・美浜発電所 3 号機：第 25 回定期検査 (平成 23 年 5 月 14 日～)
- ・大飯発電所 1 号機：第 24 回定期検査 (平成 22 年 12 月 10 日～)
- ・大飯発電所 2 号機：第 24 回定期検査 (平成 23 年 12 月 16 日～)
- ・大飯発電所 3 号機：第 16 回定期検査 (平成 25 年 9 月 2 日～)
- ・大飯発電所 4 号機：第 15 回定期検査 (平成 25 年 9 月 15 日～)
- ・高浜発電所 1 号機：第 27 回定期検査 (平成 23 年 1 月 10 日～)
- ・高浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査 (平成 23 年 11 月 25 日～)

(2) 今期間に定期検査を終了した発電所

- ・高浜発電所 3 号機：第 22 回定期検査 (平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 7 月 4 日)
- ・高浜発電所 4 号機：第 20 回定期検査 (平成 23 年 7 月 21 日～平成 29 年 6 月 16 日)
- ・敦賀発電所 1 号機：第 33 回定期検査※ (平成 23 年 1 月 26 日～平成 29 年 4 月 19 日)
- ・美浜発電所 1 号機：第 25 回定期検査※ (平成 22 年 11 月 24 日～平成 29 年 4 月 19 日)
- ・美浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査※ (平成 23 年 12 月 18 日～平成 29 年 4 月 19 日)

※：定期検査は、廃止措置計画の認可をもって終了した。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅの状況

原子炉施設の安全確保のために必要な機器・設備の保全対策として、燃料取扱設備や 1 次系冷却設備等の点検を実施している。

(4) 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の状況

原子炉施設の廃止措置作業のため、原子炉冷却系統施設のうちタービン設備等の機器の解体撤去工事として、復水器および湿分分離器の解体撤去等を実施している。

2. 特記事項

(1) 発電用原子炉施設に係る新規規制基準への対応等について

日本原電および関西電力は、県内に設置している原子力発電所 10 基（運転を終了した発電所を除く）のうち、8 基^{※1}について、新規規制基準適合性に係る申請^{※2}を行っている。

これまでに、高浜発電所 3、4 号機についての全ての審査が終了している。また、5 基^{※3}が原子炉設置変更、3 基^{※4}が工事計画について、原子力規制委員会から許認可を受けている。

※1：敦賀発電所 2 号機、美浜発電所 3 号機、大飯発電所 3、4 号機、高浜発電所 1～4 号機

※2：原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）

※3：美浜発電所 3 号機、高浜発電所 1、2 号機、大飯発電所 3、4 号機

※4：美浜発電所 3 号機、高浜発電所 1、2 号機

①大飯発電所 3、4 号機

（設置変更許可申請）

[資料 No. 3-1 p. 152、153、158]

関西電力は、4 月 24 日、審査会合での指摘等を踏まえ、記載内容の適正化等を行った原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出した。その後、原子力規制委員会は、5 月 24 日、原子炉設置変更を許可した。

（工事計画認可申請）

[資料 No. 3-1 p. 378、添付ー 3]

関西電力は、4 月 26 日、6 月 26 日および 7 月 18 日に、審査会合等での指摘を踏まえ、記載の適正化等を行った工事計画認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出した。

(2) 常設直流電源設備の設置等に係る原子炉設置変更許可について

[資料 No. 3-1 p. 382、384、385、388]

原子力規制委員会は、高浜発電所 3、4 号機の常設直流電源設備の設置等について、6 月 7 日に審査書案を取りまとめ、原子力委員会および経済産業大臣からの意見聴取を実施した。その結果を踏まえ、6 月 28 日、原子炉設置変更を許可した。

(3) 特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請等について

①高浜発電所 1、2 号機

（設置変更許可申請）

[資料 No. 3-1 p. 410]

関西電力は、4 月 26 日、地質調査により拡充した地盤情報を反映した原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出した。

②高浜発電所 3、4 号機

（工事計画認可申請）

[資料 No. 3-1 p. 411]

関西電力は、特定重大事故等対処施設の設備に対する基本設計方針や基準地震動に基づく耐震安全性評価資料等を取りまとめ、4 月 26 日、原子力規制委員会に対し、工事計画認可申請を行った。

(4) 大飯発電所 3、4 号機の再稼働に関する政府の方針について

原子力規制委員会が 5 月 24 日に大飯発電所 3、4 号機の原子炉設置変更を許可したことを受け、5 月 26 日、資源エネルギー庁次長から、エネルギー基本計画に基づき、地元の理解を得て大飯発電所 3、4 号機の再稼働を進めていくとの説明があった。

これに対し県は、原子力発電の重要性や安全性に対する国民理解を深めることや、使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地について国が前面に立って具体的な対策を進めること等を求めた。

(5) 原子力発電所の運転期間延長について

①美浜発電所3号機

[資料No. 3-1 p. 413]

関西電力は、平成28年11月に原子力規制委員会から、美浜発電所3号機の運転期間延長認可を受け、平成29年6月8日、安全性向上対策工事の計画をとりまとめ、県に報告した。

これに対し、県は、関西電力の判断により美浜発電所3号機の安全対策工事に入ることを了承するとともに、先行する高浜発電所1、2号機と同様に概ね1年ごとに工事状況や理解活動の実績について、県へ報告するよう求めた。

(6) 高浜発電所構内でのクレーンの倒壊について

[資料No. 3-1 p. 420]

関西電力は、4月7日、今年1月に発生した大型クレーンの倒壊を受け、発電所で実施している全ての工事に対して実施した安全管理の総点検結果等を取りまとめ、県に報告した。

これに対し、県は、工事の進捗に合わせて定期的に総点検を行うこと、今回の総点検の内容や工事管理体制の強化策について県民へ説明すること等を求めた。

(7) 高浜発電所3、4号機の運転再開について

[資料No. 3-1 p. 147]

関西電力は、4月25日、県および高浜町に対し、高浜発電所3、4号機の運転再開のための安全性向上対策等について説明した。これに対し、県は、関西電力全体として情報を共有して慎重に作業を行うとともに、あらゆる情報を県民・国民にオープンにすること等を求めた。

その後、高浜発電所3号機は、6月6日に原子炉を起動、6月9日に調整運転を開始し、7月4日に営業運転を再開した。高浜発電所4号機は、5月17日に原子炉を起動、5月22日に調整運転を開始し、6月16日に営業運転を再開した。

7月7日、知事は、運転再開を受け来県した原子力規制委員会の田中委員長と面談し、原子力規制委員会の現地体制の強化、原子力の安全に関する国民への説明、原子力人材の育成等を求めた。

(8) 高速増殖原型炉もんじゅについて

[資料No. 3-1 p. 429、437、442]

知事は、5月20日、松野文部科学大臣と面談し、政府一体となった廃止措置体制および原子力研究・人材育成拠点について説明を受けた。これに対し、知事は、政府の廃止措置に関する基本方針において特に使用済燃料やナトリウムを含む放射性廃棄物の処分方針を明確にすること、敦賀エリアの原子力研究・人材育成拠点で実施する施策の具体化の目途を示すこと、地域振興に関する協議会を設置すること等を求めた。

6月7日、国は、「もんじゅ関連協議会」を開催し、菅官房長官から、地元の意見・要望に対して、政府が一体となって対応していく旨の発言があり、「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針において、使用済燃料、ナトリウムを含む放射性廃棄物について県外に搬出する方向性等が明示された。

こうした政府からの回答が得られたことから、知事は、「もんじゅ」を廃止措置に移行することはやむを得ないとの考えを伝えた上で、使用済燃料等の県外搬出について政府が相当な覚悟をもって実現すること等を求めた。

その後、国は、6月13日、「もんじゅ」廃止措置推進チームにおいて、「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針を決定した。また同日、日本原子力研究開発機構は、文部科学省に対し、「もんじゅ」の廃止措置に関する基本的な計画を提出した。

(9) 敦賀発電所 1 号機および美浜発電所 1、2 号機の廃止措置計画認可について

[資料 No. 3-1 p. 450、451、467]

原子力規制委員会は、4 月 19 日、敦賀発電所 1 号機および美浜発電所 1、2 号機の廃止措置計画を認可した。

同日、日本原電および関西電力は、認可を受けた廃止措置計画の内容等について、県に報告した。これに対し、県は、廃止措置の安全確保、使用済燃料および放射性廃棄物の計画的な県外搬出、着実な地域振興の実施等を求めた。

(10) 高浜発電所 4 号機用 MOX 燃料（第 2 回製造分）について

[資料 No. 3-1 p. 428]

関西電力は、平成 28 年 8 月 30 日から平成 29 年 3 月 20 日にかけて仏国アレバ NC 社メロックス工場で製造した 4 号機用 MOX 燃料 16 体について、6 月 2 日、原子力規制委員会に対し、検査結果および品質保証活動結果等を反映した輸入燃料体検査補正申請を行った。

(11) 県内原子力発電所の稼働実績について（平成 28 年度）

[資料 No. 3-1 p. 54]

平成 28 年度における県内原子力発電所（10 基：1,008.8 万 kW）の稼働実績は、全ての発電所が停止していたことから、時間稼働率および設備利用率は 0 % であった。

3. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象は2件あった。いずれの事象も周辺環境への放射能の影響はなかった。

(a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象（2件）

件番	発電所名	件名	国への報告区分
①	大飯発電所 3、4号機 発生 (H29. 3. 31) 終結 (H29. 4. 6) [資料 No. 3-1 p. 53]	海水ポンプ室防護壁かさ上げ工事における協力会社作業員の負傷 - 平成 29 年 3 月 30 日、大飯発電所 3、4 号機の海水ポンプエリアの防護壁のかさ上げ工事において、協力会社作業員が鉄筋をコンクリートに埋め込む作業を実施していたところ、左手親指を負傷した。 - 原因は、ハンマードリルにより鉄筋を回転させ、接着剤を攪拌後、二回目の接着剤を挿入するため、鉄筋を一旦引き抜く際に、当該作業員が鉄筋の回転が停止する前に掴んだため、装着していたゴム手袋が巻き込まれたものと推定された。 - 対策として、接着剤を一度に挿入できるよう、穴の周囲を鋼管でかさ上げし、鉄筋を引き抜く作業を不要とした。また、回転体には触れないなど基本動作の再徹底を図るため、協力会社に対し事象の周知および注意喚起を行った。	—
②	高浜発電所 3、4号機 発生 (H29. 7. 13) 終結 (H29. 7. 19) [添付—2]	トンネル掘削工事における協力会社作業員の負傷 - 平成 29 年 7 月 12 日、発電所敷地内のトンネル掘削工事において、コンクリート吹付機の配管の洗浄作業を行うため、作業員が配管を接続している金具を緩めたところ、配管が外れて右足に当たり負傷した。 - 原因は、洗浄準備のため閉状態としていた圧縮空気供給弁に漏れがあり、配管内が加圧された状態となっていたため、配管の接続金具を緩めた際に配管が外れたものと推定された。 - 対策として、当該弁を新品に取替えるとともに、定期的に弁内面の目視点検を行うこととした。また、洗浄時には当該弁の上流にある弁についても閉止する手順に変更した。	—

原子力発電所の運転および建設状況

原子力安全対策課
平成29年7月21日現在

1. 運転または建設中のプラント（設備容量 運転中：10基 計 1008.8万kW、建設中：1基 28.0万kW）

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			平成 29 年度	運開後累計	平成 29 年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦 賀 発 電 所	2 号 機	定期検査中 (H23. 8. 29～未定)	0. 0	6 2. 3	0. 0	1, 9 2 2. 9
			0. 0	6 2. 3		
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		性能試験中 （停止中）	(H22. 5. 6 10：36 原子炉起動、H22. 5. 8 10:36 臨界)			
関 西 電 力 (株) 美 浜 発 電 所	3 号 機	定期検査中 (H23. 5. 14～未定)	0. 0	6 0. 6	0. 0	1, 7 8 0. 2
			0. 0	6 1. 1		
関 西 電 力 (株) 大 飯 発 電 所	1 号 機	定期検査中 (H22. 12. 10～未定)	0. 0	5 6. 3	0. 0	2, 2 1 7. 3
			0. 0	5 7. 1		
	2 号 機	定期検査中 (H23. 12. 16～未定)	0. 0	6 2. 2	0. 0	2, 4 0 7. 9
			0. 0	6 2. 7		
	3 号 機	定期検査中 (H25. 9. 2～未定)	0. 0	6 6. 2	0. 0	1, 7 4 8. 6
			0. 0	6 6. 1		
	4 号 機	定期検査中 (H25. 9. 15～未定)	0. 0	6 9. 7	0. 0	1, 7 6 0. 7
			0. 0	6 9. 4		
関 西 電 力 (株) 高 浜 発 電 所	1 号 機	定期検査中 (H23. 1. 10～未定)	0. 0	5 9. 6	0. 0	1, 8 3 8. 6
			0. 0	6 0. 0		
	2 号 機	定期検査中 (H23. 11. 25～未定)	0. 0	6 0. 4	0. 0	1, 8 1 9. 2
			0. 0	6 0. 8		
	3 号 機	運転中	2 3. 8	7 0. 3	4. 5	1, 7 3 9. 2
			2 4. 2	6 9. 6		
	4 号 機	運転中	4 3. 6	6 9. 5	8. 2	1, 6 9 9. 1
			4 3. 3	6 9. 0		
		合 計	5. 8	6 3. 1	1 2. 7	1 8, 9 3 4. 3
			6. 7	6 3. 3		

(注1) 利用率・稼働率・電力量は平成29年6月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

$$\begin{aligned}
 \text{(上段) 設備利用率} &= \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%) & \text{(下段) 時間稼働率} &= \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)
 \end{aligned}$$

2. 各発電所の特記事項（平成 29 年 7 月 21 日時点）

（1）運転中のプラント

発電所名	特記事項
敦賀 2 号機	○一次冷却材中の放射能濃度上昇 ・発電停止（H23. 5. 7 17:00）、原子炉停止（H23. 5. 7 20:00） 第 18 回定期検査中（H23. 8. 29 ～ 未定）
美浜 3 号機	第 25 回定期検査中（H23. 5. 14 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 14 11:00）、原子炉停止（H23. 5. 14 12:59）
大飯 1 号機	第 24 回定期検査中（H22. 12. 10 ～ 未定） ・発電停止（H22. 12. 10 10:00）、原子炉停止（H22. 12. 10 11:25） ・原子炉起動（H23. 3. 10 19:00）、臨界（H23. 3. 11 0:40） ・調整運転開始（H23. 3. 13 11:00） ○C－蓄圧タンク圧力低下 ・発電停止（H23. 7. 16 19:48）、原子炉停止（H23. 7. 16 20:53）
大飯 2 号機	第 24 回定期検査中（H23. 12. 16 ～ 未定） ・発電停止（H23. 12. 16 16:00）、原子炉停止（H23. 12. 16 18:35）
大飯 3 号機	第 16 回定期検査中（H25. 9. 2 ～ 未定） ・発電停止（H25. 9. 2 23:00）、原子炉停止（H25. 9. 3 1:06）
大飯 4 号機	第 15 回定期検査中（H25. 9. 15 ～ 未定） ・発電停止（H25. 9. 15 23:00）、原子炉停止（H25. 9. 16 1:33）
高浜 1 号機	第 27 回定期検査中（H23. 1. 10 ～ 未定） ・発電停止（H23. 1. 10 10:03）、原子炉停止（H23. 1. 10 12:20）
高浜 2 号機	第 27 回定期検査中（H23. 11. 25 ～ 未定） ・発電停止（H23. 11. 25 23:02）、原子炉停止（H23. 11. 26 2:26）
高浜 3 号機	○大津地方裁判所における高浜 3、4 号機の再稼働禁止の仮処分命令決定による停止 ・発電停止（H28. 3. 10 17:02）、原子炉停止（H28. 3. 10 19:59） 第 22 回定期検査（H28. 12. 9 ～ H29. 7. 4） ・原子炉起動（H29. 6. 6 14:00）、臨界（H29. 6. 7 2:30） ・調整運転開始（H29. 6. 9 14:00） ・営業運転再開（H29. 7. 4 17:30）
高浜 4 号機	第 20 回定期検査（H23. 7. 21 ～ H29. 6. 16） ・発電停止（H23. 7. 21 23:00）、原子炉停止（H23. 7. 22 2:08） ・原子炉起動（H28. 2. 26 17:00）、臨界（H28. 2. 27 6:00） ・発電機自動停止に伴う原子炉自動停止（H28. 2. 29 14:01） ・原子炉起動（H29. 5. 17 17:00）、臨界（H29. 5. 18 6:00） ・調整運転開始（H29. 5. 22 14:00） ・営業運転再開（H29. 6. 16 17:00）

（2）建設中のプラント

発電所名	特記事項
もんじゅ	設備保全対策（H24. 4. 2 ～）

（3）廃止措置中のプラント

発電所名	特記事項
原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	廃止措置中（H20. 2. 12 ～） ・カランドリアタンクおよび重水冷却系のトリチウム除去作業（H21. 9. 2～H29. 5. 31） ・劣化重水貯槽、重水貯槽等のトリチウム除去作業実施（H25. 8. 26～H29. 5. 31） ・A 復水器および湿分分離器の解体撤去作業実施中（H29. 4. 3 ～）
敦賀 1 号機	第 33 回定期検査（H23. 1. 26 ～ H29. 4. 19 [※] ） ・廃止措置計画認可申請（H28. 2. 12）、一部補正（H29. 2. 10） ・認可（H29. 4. 19） 廃止措置中（H29. 4. 19 ～） ・タービン建屋除染装置室内排水ピット除染工事（H29. 5. 15 ～ H29. 6. 9）

発電所名	特記事項
美浜 1 号機	第 25 回定期検査 (H22. 11. 24 ～ H29. 4. 19 [※]) ・ 廃止措置計画認可申請 (H28. 2. 12)、一部補正 (H29. 2. 10、H29. 3. 14) ・ 認可 (H29. 4. 19) 廃止措置中 (H29. 4. 19 ～) ・ 系統除染準備中 (H29. 4. 25～)
美浜 2 号機	第 27 回定期検査 (H23. 12. 18 ～ H29. 4. 19 [※]) ・ 廃止措置計画認可申請 (H28. 2. 12)、一部補正 (H29. 2. 10、H29. 3. 14) ・ 認可 (H29. 4. 19) 廃止措置中 (H29. 4. 19 ～) ・ 系統除染準備中 (H29. 5. 9～)

※定期検査は、原子炉等規制法の規則に基づき、廃止措置計画の認可をもって終了した。

3. 原子力規制委員会への申請状況（平成 29 年 7 月 21 日時点）

（1）新規規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀	2 号機	原子炉設置変更許可		H27. 11. 5	－	－
		工事計画認可		－	－	－
		保安規定変更認可		H27. 11. 5	－	－
美浜	3 号機	原子炉設置変更許可		H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5
		工事計画認可		H27. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26
		保安規定変更認可		H27. 3. 17	－	－
大飯	3、4 号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18 H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24
		工事計画認可		H25. 7. 8 H25. 8. 5※ ¹	H28. 12. 1, H29. 4. 26 H29. 6. 26 , H29. 7. 18	－
		保安規定変更認可		H25. 7. 8	H28. 12. 1	－
高浜	1、2 号機	原子炉設置変更許可		H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10 H28. 4. 12	H28. 4. 20
		工事計画認可		H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 5. 27	H28. 6. 10
		保安規定変更認可		－	－	－
	3、4 号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1, H27. 1. 28	H27. 2. 12
		工事計画認可	3 号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5※ ²	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			4 号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5※ ²	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 9. 29	H27. 10. 9
		保安規定変更認可		H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9

※1：平成 28 年 12 月 1 日の補正書に平成 25 年 8 月 5 日の申請内容を含めたため、平成 25 年 8 月 5 日の申請を取り下げた。

※2：平成 27 年 2 月 2 日の補正書に平成 25 年 8 月 5 日の申請内容を含めたため、平成 25 年 8 月 5 日の申請を取り下げた。

☐：前回の協議会（平成 29 年 3 月 27 日）以降に補正書が提出もしくは許可されたもの

特定重大事故等対処施設の設置[※]

発電所	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
高浜 3、4 号機	原子炉設置変更許可	H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21
	工事計画認可	H29. 4. 26	－	－
高浜 1、2 号機	原子炉設置変更許可	H28. 12. 22	H29. 4. 26	－

※：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

本体施設の工事計画認可から 5 年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

☐：前回の協議会（平成 29 年 3 月 27 日）以降に申請書もしくは補正書が提出されたもの

(2) 運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所	申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜 3 号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）※	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
	保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
高浜 1、2 号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）※	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16, H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20
	保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16, H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20

※：原子炉等規制法において、運転期間は 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

(3) 廃止措置に係る申請を行ったプラント

発電所	申請	申請日	補正書提出日	認可日
敦賀 1 号機	廃止措置計画認可	H28. 2. 12	H29. 2. 10	H29. 4. 19
	保安規定変更認可	H28. 8. 31	H29. 2. 10	
美浜 1、2 号機	廃止措置計画認可	H28. 2. 12	H29. 2. 10, H29. 3. 14	H29. 4. 19
	保安規定変更認可	H28. 8. 31	H29. 2. 10, H29. 3. 8	

☐：前回の協議会（平成 29 年 3 月 27 日）以降に認可されたもの

4. 燃料輸送実績（平成 29 年 3 月 28 日～7 月 21 日）

<新燃料輸送>

発電所名	概要
敦賀 2 号機	新燃料集合体 32 体を三菱原子燃料(株)より受け入れ（6 月 30 日）
敦賀 2 号機	新燃料集合体 28 体を三菱原子燃料(株)より受け入れ（7 月 5 日）

<使用済燃料輸送>

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（平成 29 年 3 月 28 日～7 月 21 日）

発電所名	概 要
大飯発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1,496 本（輸送容器 187 個）を搬出（H29. 4. 25 発電所出港）
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1,520 本（輸送容器 190 個）を搬出（H29. 5. 19 発電所出港）

件番	②			
発電所名	高浜発電所 3、4 号機			
発生事象名	トンネル掘削工事における協力会社作業員の負傷			
発生年月日	平成 29 年 7 月 13 日（異常事象に該当すると判断した日）			
終結年月日	平成 29 年 7 月 19 日（対策が完了した日）			
発生時プラント状況	3、4 号機：定格熱出力一定運転中			
系統設備名	—			
国への報告区分	—			
尺度区分	基準 1	基準 2	基準 3	評価レベル
	—	—	—	—
事象概要	平成 29 年 7 月 12 日 17 時 35 分頃、発電所敷地内のトンネル掘削工事において、コンクリート吹付機の配管の洗浄作業を行うため、作業員がコンクリート供給口と配管を接続している金具を緩めたところ、配管が外れて右足に当たり負傷した。病院で診察を受けた結果、2 か月程度の入院加療が必要と診断された。 作業状況を確認したところ、吹付作業終了後に吹付機のホースと配管内に水と圧縮空気を送り、残ったコンクリートを洗浄する作業を行っていた。当該作業員は、ホース側の洗浄を終了した後、配管側の洗浄を行うため、水と圧縮空気の供給弁がそれぞれ閉じられ、ホースが治具で閉止されたことを確認し、接続金具の取外しを行っていた。 吹付機について調査を行ったところ、閉状態の圧縮空気供給弁に流動音が認められたことから、取り外して点検した結果、弁の弁棒とハンドルの接続部に隙間があり、ハンドルが全閉状態にもかかわらず弁が僅かに開状態となっていることを確認した。弁の内面に固まったコンクリートが付着していたことから、これまでの洗浄の際に弁内部にコンクリートが入り込み、弁が動きにくい状態で開閉操作を繰り返したことにより、弁棒のハンドルとの接触面が摩耗したものと推定された。			
原因	洗浄準備のため閉状態としていた圧縮空気供給弁に漏れがあり、配管内が加圧された状態となっていたため当該作業員が配管の接続金具を緩めた際に配管が外れたものと推定された。			
対策	当該弁を新品に取替えるとともに、定期的に弁内面の目視点検を行うこととした。 また、ホースと配管の洗浄時に、当該弁の上流にある弁についても閉止するとともに、ホース側を開放した状態で接続金具の取外しを行う手順に変更した。			



大飯発電所3、4号機の工事計画認可申請の補正書の再提出について

平成29年7月18日
関西電力株式会社

当社は、大飯発電所3、4号機の工事計画認可申請の補正書を、本日、原子力規制委員会へ再提出しました。

大飯発電所3、4号機については、平成28年12月1日、平成29年4月26日および平成29年6月26日に工事計画認可申請の補正書を提出しておりましたが、これまでの審査の中でいただいたご指摘等を踏まえた記載内容の適正化等を行い、工事計画認可申請の補正書を、本日、原子力規制委員会へ再提出しました。

当社は今後も引き続き、工事計画認可申請および保安規定変更認可申請の審査に真摯かつ的確、迅速に対応し、立地地域の皆さまのご理解を賜りながら、安全性が確認された原子力プラントの早期の再稼動に全力で取り組んでまいります。

以 上